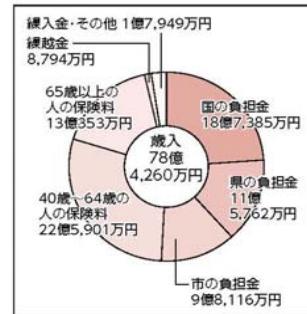
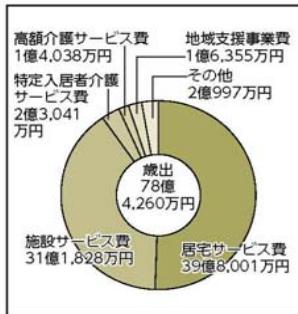




介護保険だより



平成22年度の決算

介護保険制度の運営は、半分を国・県・市などの公費で、残り半分を40歳以上の人の保険料で賄っています。

あなたの保険料は?

徴収します。

住宅改修や福祉用具の購入は 介護保険の対象になります

●住宅改修

内容 要介護認定を受けた人が行う住宅改修に対し、20万円を限度に、工事費の9割を支給

対象 次のいずれかの工事

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③床などの材料の変更(滑り防止など)
- ④扉の取り替え(引き戸にするなど)
- ⑤洋式便器への取り替え
- ⑥①～⑤に伴い必要となる工事

*事前の申請が必要です。必ず工事前に、高齢者福祉課、または高齢者相談センター、居宅介護支援事業所に相談してください。

●福祉用具の購入

内容 要介護認定を受けた人が、福祉用具を購入する際、1年間(4月～翌年3月)に10万円を限度に、購入費の9割を支給

対象 次のいずれかの福祉用具

- ①腰掛け便座
- ②特殊尿器
- ③入浴補助用具
- ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具の部分

*県指定の販売店で購入した場合に限る。

※事前の申請が必要です。必ず工事前に、高齢者福祉課、または高齢者相談センター、居宅介護支援事業所に相談してください。

※職場の健康保険や共済組合に入加入している場合は、医療保険の保険料の一部として

☎ 高齢者福祉課 市役所本庁1階
0848-67-6240

40歳～64歳の人(第2号被保険者)
所得割、資産割、均等割、平等割を組み合わせて計算します。

65歳以上の人 第1号被保険者
65歳以上の人への保険料は、所得金額に応じて8段階に設定されています。65歳の誕生日の前日の属する月から対象になります。

〔保険料の納付〕
年金額が、年18万円以上の場合、年金から差し引きます(特別徴収)。
納付書で納める人普通預りは、7月～翌年2月の8回で支払います。

※納め忘れなどを防ぐため、便利で確実な口座振替制度の利用を勧めています。

※職場の健康保険や共済組合に入加入している場合は、医療保険の保険料の一部として

介護保険料を納めないと

保険料を納めないと、滞納期間に応じて、次のような措置を取ることになります。

▼1年以上的滞納
費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、後で9割が支払われます。

▼1年6ヶ月以上の滞納
給付の一部または全部が、一時的に差し止めになります。

▼2年以上的滞納
利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。



図1 65歳以上の人口と高齢化率の推移

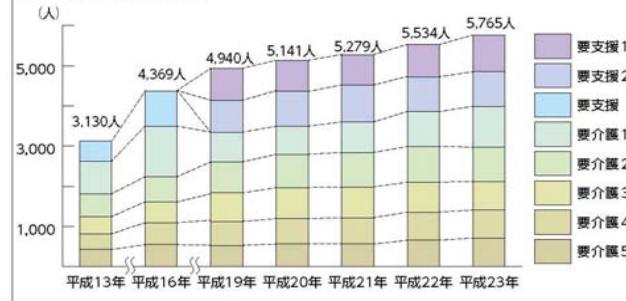


図2 要介護認定者数の推移



自宅で訪問介護などの介護サービスを受ける居宅サービス費は、平成12年度に比べ約2.9倍に増加しました。
特別養護老人ホームなどの施設サービス費は、施設で提供される食費などが自己負担になったため平成17年度から減少し、その後横ばいの状況です。(図3)

介護保険給付費の推移